

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害にかかるとる災害復旧資金の概要（医療貸付事業：災害救助法適用外地域の方）

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害にかかるとる被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対象範囲

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた災害救助法適用地域外にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方については、長期運転資金がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
長期運転資金	100%	70～80%

- ・ 最大2,000万円まで無担保でのご融資が可能です（無担保上限額は、施設によって異なります）。
- ・ 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
長期運転資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率

- ・ 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- ・ 貸付利率は、償還期間等によって異なります。
- ・ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子貸付の期間は、0.15%となります）。
- ・ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償還期間(据置期間)

○長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長15年	最長3年
据置期間	最長3年	最長6か月

- ・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間が2年6か月以内となります。

II 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております(お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能)。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

なお、福祉施設に対する貸付もごさいます。

(問い合わせ先)

【融資のご相談】

(東日本) 独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部 医療審査課

T E L 03-3438-9940 (平日9:00~17:00)

F A X 03-3438-0659

(西日本) 独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課

T E L 06-6252-0219 (平日9:00~17:00)

F A X 06-6252-0240

【返済猶予のご相談】

独立行政法人福祉医療機構顧客業務部顧客業務課

T E L 03-3438-9939 (平日9:00~17:00)

F A X 03-3438-0248